

祝意及び弔意の表明に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、慶弔事における一般社団法人群馬県理学療法士協会の対応について定める。

(適用)

第2条 この規定の適用は、定款第5条に定める正会員とする。ただし、休会者は除く。

2 会長が特に認める時、非会員に対してもこの規程を適用することができる。

(申告)

第3条 この規程による祝意および弔意の表明は、正会員等の慶弔事の事実を知った者から事務局長への申告に基づき行われるものとする。

2 事務局長は正会員等の慶弔事について会長に報告する。

(祝意)

第4条 申告を受けて会長が必要と認める時、祝意を表明することができる。その表明方法は以下のいずれかとし、会長が決定する。

(1) 祝花

3万円までを目安とする。

(2) 祝い金

1万円を支給する。

(弔意)

第5条 申告を受けて会長が必要と認める時、弔意を表明することができる。その表明方法は以下のいずれかとし、会長が決定する。

(1) 供花

3万円までを目安とする。

(2) 弔慰金

1万円を支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は理事会にて行う。

附則

1. この規程は、令和元年12月1日から施行する。
2. この規程は、令和7年12月1日から一部改定により施行する。